

よくある質問と回答

1. 地方競馬共済会の目的はなんですか？

会員(地方競馬の調教師、調教師補佐、騎手、厩務員)の共済事業を行って、その生活の安定と福祉の増進をはかり、地方競馬の公正な運営と発展に資することを目的としています。

2. 入会資格はありますか？

65歳未満の地方競馬の調教師、調教師補佐、騎手、厩務員が入会できます。

3. 会費はいくらですか？

月額3,000円です。

これとは別に騎手のみが加入できる特別給付会費は年間30,000円です。

4. どのような事業をしているのですか？

(1) 障害給付

(2) 入院給付

(3) 遺族給付

(4) 脱会給付

(5) 特別給付(騎手のみが加入できます)

の5つの事業を行っています。

5. どのような時に給付を受けられますか？

障害給付…会員が業務中の事故により傷害を被り後遺障害が生じた場合。

入院給付…会員が業務中の事故により傷害を被り入院した場合。

遺族給付…会員が業務中の事故により死亡した場合。

脱会給付…会員が共済会の会員の資格を喪失した場合。

特別給付…会員である騎手(特定会員)が競走中等の業務中における事故により傷害を被り死亡した場合や後遺障害が生じた場合、入院、通院した場合。

このようなことが起こった場合に支給されます。

6. 給付金額はいくらですか？

障害給付…最高900万円(支給額は障害の程度による)

入院給付…1日3,000円

遺族給付…900万円

脱会給付…7,200円×在籍月数（令和8年4月以降の在籍期間が対象。令和8年3月までの在籍期間についての積算方法は給付規程に掲載。）

特別給付…死亡：2,500万円

障害：最高2,500万円（支給額は障害の程度による）

入院：1日2,000円（但し4日以上入院が対象）

通院：1日1,000円（但し4日以上通院が対象）

7. 事故が起きた時はどうすればいいですか？

所属している競馬場の調騎会、厩務員会等に速やかに連絡して下さい。

8. 地方競馬場以外のところでの傷害補償はありますか？

地方競馬場以外での負傷については、補償できる場合とできない場合がありますので、事務局にお問い合わせください。

9. 脱会給付金とはなんですか？

会員が退会するときに支給される給付金です。支給額は、会員としての在籍期間（会費納付月数）により計算されます。詳しくは共済会事務局までお問い合わせください。

10. 会員資格を喪失するのはどのようなときですか？

- (1) 死亡したとき
- (2) 脱会の申し出が受理されたとき
- (3) 免許や認定が取り消されたとき
- (4) その他

11. 給付請求権がなくなることはありますか？

給付請求権には時効があります。時効期間を過ぎると請求権が消滅しますので給付請求手続きは速やかに行ってください。

12. 会員関係の規程はどのようになっていますか？

- ・ 地方競馬共済会会員規程
- ・ 地方競馬共済会給付規程
- ・ 地方競馬共済会特別給付規程
- ・ 地方競馬共済会給付規程様式

があります。当ホームページに記載していますのでご覧ください。